

第3期つくばみらい市 子ども・子育て支援事業計画（案）

概要版

2025年度（令和7年度）～2029年度（令和11年度）

計画策定の目的

本市が掲げるみらいビジョン「子育て・子育てを応援 学びを応援 そして寄り添う支援「あれも、これも本気の子育てのまち」として、子どもたちが自ら考え成長する力を育む「子育て」ができるまち、必要な人材・財源が教育・保育の現場に充実し子どもたちが安心して学び・成長できる環境が整ったまち、次代を担う子どもたちが活躍の幅を広げられる教育環境があるまち、地域の実情に応じた教育施設が適正に配置されたまちを目指し各種子育て支援事業を展開してまいりました。

さらに、妊娠期から子育て期の個別ニーズを把握し、情報提供や相談支援を行うとともに、必要な子育てサービスが円滑に利用できるよう、関係機関と連携し、妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援事業を進めてまいりました。

これらの事業をさらに推進し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、一人ひとりの子どもの健やかな育ちが等しく保障され、子ども・子育て支援の意義に基づき、市民が未来に希望を持って、また安心して子どもを産み、育てることができる優しいまちづくりを目指した、「第3期つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

計画の位置づけと期間

本計画は、2015年度（平成27年度）施行の「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づいて策定するものです。また、第1期及び第2期計画で継承してきた次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」の内容を引き継ぐ計画として、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く検討するものです。

また、本市の上位計画である「第2次つくばみらい市総合計画（後期基本計画）」の部門別計画に位置付け、その他の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定したものです。今後策定される予定の計画とも可能な限り整合を図ることとします。

本計画は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5カ年を計画の期間とし、必要に応じて見直しを行います。

基本理念

すべての子どもが夢と希望をもって成長できるまち つくばみらい

本計画は、未来の主役である子どもたちが、夢と希望をもって未来の担い手として、心豊かに健やかに育っていきけるような環境、社会を整えていくための計画です。

そのためには、子育て支援の一層の充実はもちろんのこと、「子どもの育ち」に目を向け、子どもや子育て世帯の取り巻く環境等にかかわらず、子どもの育ちを等しく保障し子ども自身が自らの力で成長すること、そして子どもたちを地域全体で見守り育てていくことを支援していくことが大切です。

市民・地域・行政が協力し合い、地域の宝である子どもたちの成長を温かく見守り、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまちづくりを進めます。

基本目標

前述の基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

基本目標1 質の高い幼児教育・保育サービス及び地域子育て支援の充実

一人ひとりの発達の特性に応じた適切な関わりや、子どもの個性や創造性をのばし、豊かな人間性を育む質の高い幼児教育・保育の安定的な提供及び子どもの健やかな成長を図るため、保育の質的拡大と質的充実に努めます。

また、子育てを取り巻く様々な不安や負担を解消し、保護者の「子育て力」を自ら高めていくことができる環境づくりに取り組みます。

基本目標2 子育て世帯を支える環境づくり

妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援ができる体制を構築するとともに、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組みます。

また、性別にかかわらず、働きながら安心して子育てができるよう、引き続き労働環境の改善と支援体制の充実に図ります。

さらに、児童福祉の専門指導員や相談員の資質向上を図るとともに、気軽に子育てに関する相談ができる体制の充実に努めます。

基本目標3 子育てを支えるまちづくり

自らの考えや意見を持ち、決定し、主体的に行動する力を身につけ、夢や目標を達成できる自立した子どもの育成を図ります。

子どもにとって、安心感や信頼関係は人格を形成するうえで欠かせません。子どもが安全に過ごせる物理的な環境を整え、情緒的にも安心できる支援体制を築きます。

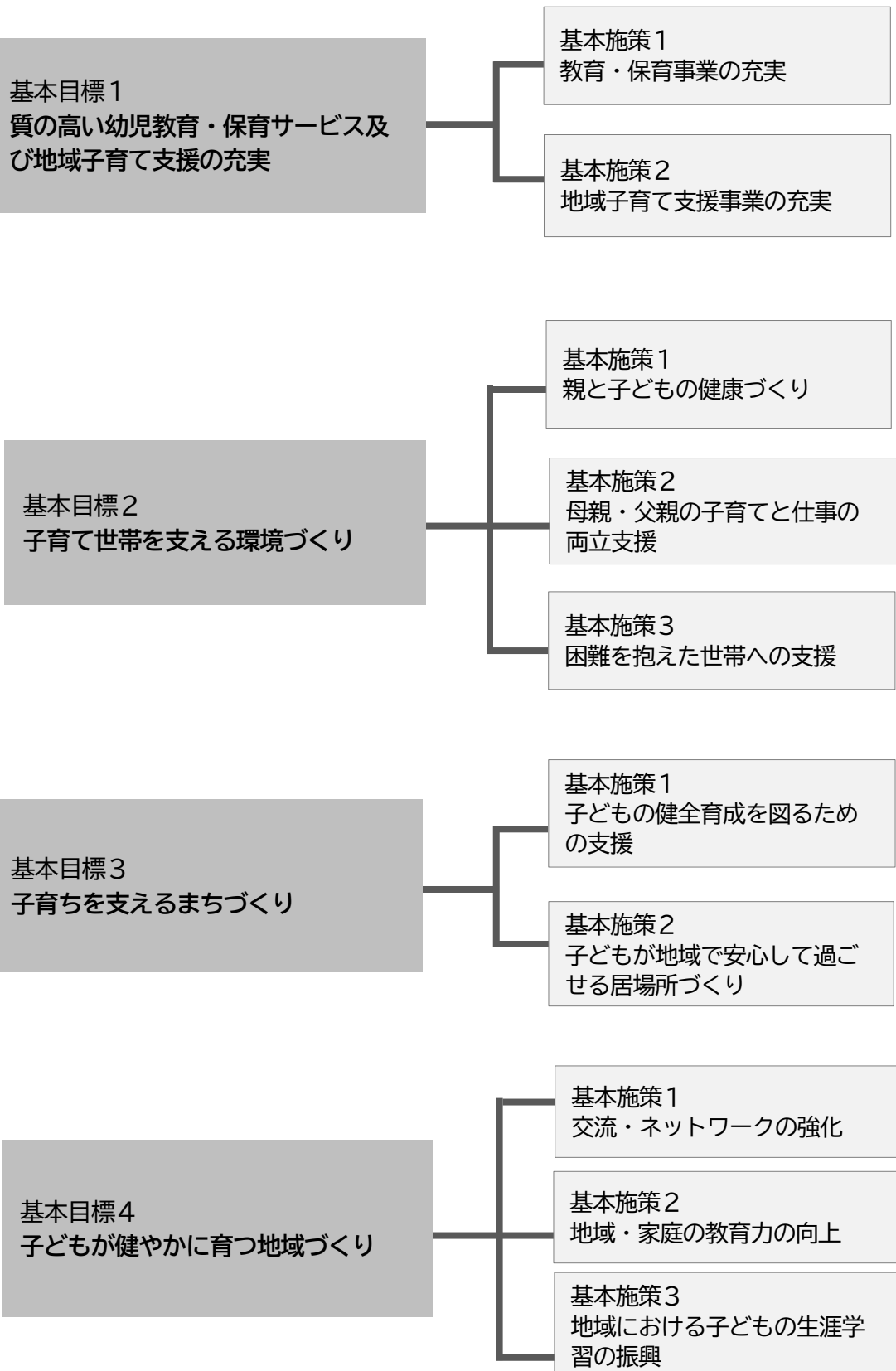
また、安全な遊び場や学びの場を提供し、家庭や学校、地域社会での信頼関係を築き、子どもが安心して他者と関わり、協力し合えるまちづくりを目指します。

基本目標4 子どもが健やかに育つ地域づくり

子どもたちの健やかな成長を確保していくために、保護者のみならず地域社会におけるあらゆる構成員が、「地域の子ども」として子育てに積極的に関わり、協働による支援や見守り活動への参画等をとおして、子ども・子育て家庭を支えることができる地域づくりに取り組みます。

施策の体系

すべての子どもが夢と希望をもって成長できるまち
つくばみらい



教育・保育の量の見込みと提供体制

計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（利用者推計総数）及び量の見込みに対する確保提供総数を以下のとおり定めます。

（１）幼稚園・認定こども園（１号認定）

（単位：人）

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	502	471	489	514	560
②確保提供総数	935	935	935	935	935

※「１号認定」は「学校教育を希望する本市の３歳～５歳の子ども」を指し、認定が不要な従来の制度で運営している幼稚園（新制度未移行幼稚園）も含みます。

（２）保育所・認定こども園（２号認定）

（単位：人）

	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み	798	747	777	816	889
②確保提供総数	966	966	966	966	966

※２号認定のうち学校教育を希望する者については、１号認定の確保方策に含めることとしており、２号認定は保育ニーズのみを見込んでいます。

（３）保育所・認定こども園等（３号認定）

（単位：人）

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
①量の見込み		657	738	735	731	724
	０歳	145	143	142	140	137
	１歳	285	288	283	282	281
	２歳	227	307	310	309	306
②確保提供総数		784	790	790	790	790
３号認定 (保育所・ 認定こども園)	０歳	146	146	146	146	146
	１歳	231	231	231	231	231
	２歳	254	260	260	260	260
３号認定 (家庭的保育・ 小規模保育等)	０歳	35	35	35	35	35
	１歳	64	64	64	64	64
	２歳	54	54	54	54	54

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（利用者推計総数）及び量の見込みに対する確保提供総数を以下のとおり定めます。

（１）利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

＜利用者支援事業の量の見込みと確保方策＞

【基本型】			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
	量の見込み	か所	5	5	5	5	5
	確保提供総数	か所	5	5	5	5	5
【特定型】			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保提供総数	か所	1	1	1	1	1
【子ども家庭センター型】			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保提供総数	か所	1	1	1	1	1

（２）地域子育て支援拠点事業（子育て支援室）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行う事業です。

＜地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策＞

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人回/月	5,533	5,699	5,870	6,046	6,228
確保提供総数	人回/月	5,533	5,699	5,870	6,046	6,228
	か所	10	10	10	10	10

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

<妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策>

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
量の見込み	人回	6,762	6,692	6,608	6,510	6,384
確保提供総数	人回	6,762	6,692	6,608	6,510	6,384

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

原則として生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、様々な不安や悩みに対し、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供を行う事業です。

<乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策>

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
量の見込み	人	459	454	448	442	433
確保提供総数	人	459	454	448	442	433

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

<養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策>

		2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2027 年度 (令和 9 年度)	2028 年度 (令和 10 年度)	2029 年度 (令和 11 年度)
量の見込み	人	55	55	55	55	55
確保提供総数	人	55	55	55	55	55

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

(7) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

＜子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策＞

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人日	29	29	29	29	29
確保提供総数	人日	29	31	33	36	38
	か所	12	13	14	15	16

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する利用会員と、当該援助を行うことを希望する協力会員との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です

＜子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保方策＞

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人日	1,694	1,694	1,677	1,677	1,660
	未就学児	人日	833	825	825	816
	就学児	人日	861	852	852	844
確保提供総数	人日	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764
	か所	1	1	1	1	1

(9) 一時預かり事業（預かり保育）

家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

＜幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業の量の見込みと確保方策＞

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人日	13,757	14,156	14,567	14,989	15,424
確保提供総数	人日	13,757	14,156	14,567	14,989	15,424
	か所	2	2	2	2	2

②その他の一時預かり（保育所等、ファミリーサポートセンター）

＜保育所等を利用した一時預かり事業の量の見込みと確保方策＞

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人日	3,643	3,723	3,805	3,891	3,984
確保提供総数	保育所等	人日	3,372	3,447	3,601	3,680
		か所	8	8	8	8
	ファミリーサポートセンター	人日	271	276	290	304

※ファミリーサポートセンター分については、(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）の内、未就学児の預かり部分のみを再掲。

(10) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

<延長保育事業の見込みと確保方策>

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人	316	298	281	265	250
確保提供総数	人	316	298	281	265	250
	か所	24	24	24	24	24

(11) 病児病後児保育事業

病中又は病気回復期の児童を、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

<病児病後児保育事業の見込みと確保方策>

			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み		人日	151	184	251	324	417
確保提供総数	病児対応型	人日	720	720	720	720	720
		か所	1	1	1	1	1
	病後児対応型	人日	960	960	960	960	960
		か所	2	2	2	2	2

(12) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により、監護を受けられない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の空き教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

<放課後児童健全育成事業の見込みと確保方策>

			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み		人	1,082	1,069	1,047	1,011	957
	小1	人	278	275	269	260	246
	小2	人	287	283	277	268	254
	小3	人	243	240	235	227	215
	小4	人	151	149	146	141	133
	小5	人	81	80	79	76	72
	小6	人	42	42	41	39	37
確保提供総数		人	1,140	1,140	1,140	1,140	1,140

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設に対して、保護者が支払うべき費用の一部を助成することにより、円滑な特定教育・保育の利用を促進し、もって全ての子どもの健やかな成長を支援する実費徴収に係る補足給付事業を実施する特定教育・保育施設に対し、予算の範囲内で実費徴収に係る補足給付補助金を交付するものです。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付するものです。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

妊産婦、家事・子育てに不安がある家庭、ヤングケアラーがいる家庭等の居宅を訪問し、傾聴や家事・子育て環境を整えらるとともに、虐待リスクの軽減を図っていく事業です。

＜子育て世帯訪問支援事業の見込みと確保方策＞

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人日	477	488	496	501	502
確保提供総数	人日	477	488	496	501	502

(16) 児童育成支援拠点事業

家庭や学校などに居場所のない児童等に対し居場所となる場を開設し個々の家庭状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

＜児童健全支援拠点事業の見込みと確保方策＞

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人	34	35	35	36	35
確保提供総数	人	34	35	35	36	35

(17) 親子関係形成支援事業

子どもの関わり方や子育てに悩みや不安を抱える保護者に対しペアレントトレーニングを実施し親子間の適切な関係性の構築を支援する事業です。

＜親子関係形成支援事業の見込みと確保方策＞

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人	42	43	44	44	44
確保提供総数	人	42	43	44	44	44

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

＜妊婦等包括相談支援事業の見込みと確保方策＞

			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	妊婦等包括相談支援事業	回	1,448	1,434	1,415	1,395	1,368
確保提供総数 (こども家庭センター)	妊婦等包括相談支援事業	回	1,448	1,434	1,415	1,395	1,368
確保提供総数 (上記以外で業務委託)							

(19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

3歳未満の児童の保護者が月一定時間までの利用可能枠の中で就労状況に関係なく、保育所等に子どもを預けることや保育士等に育児相談など行うことで、保護者の心理的負担の軽減を図るとともに、子どもが家庭と異なる経験や家族以外の人との関わる機会を提供する事業です。

＜乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の見込みと確保方策＞

			2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
0歳児	量の見込み	人		3	3	9	9
	確保提供総数	人		3	3	10	10
1歳児	量の見込み	人		4	4	13	13
	確保提供総数	人		5	5	15	15
2歳児	量の見込み	人		4	4	12	15
	確保提供総数	人		5	5	14	16

(20) 産後ケア事業

産後も安心して子育てができる支援体制の確保のため、産後の母及び子どもが宿泊・通所または助産師等による訪問により、心身のケアや育児サポート等きめ細かい支援を行うことで不安の軽減を図っていく事業です。

＜産後ケア事業の見込みと確保方策＞

		2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
量の見込み	人日	468	463	458	451	442
確保提供総数	人日	468	463	458	451	442

計画の推進体制

計画の推進体制

本計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたっていることから、さまざまな部局と連携し、全庁的に施策を推進していきます。

また、児童相談所や保健所、教育機関、警察等の関係機関と連携を強化し、総合的な取り組みを図っていきます。

計画の進捗管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進捗状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、本計画の「量の見込み」などをもとに、各年度において実施状況を把握、評価するPDCAサイクルを確実に行之、計画の着実な推進をめざしていきます。

市民との協働

(1) 市民との協働体制の構築

本計画の推進に当たっては、市民と行政の協力体制が不可欠です。

子どもに関わる民間団体と連携を図るとともに、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進していきます。

また、市民代表者や学識経験者、関係機関・団体等、現在子育てをしている市民などで構成されている「子ども・子育て会議」で、計画の進捗状況を把握・点検するとともに、相互の情報交換、連絡調整を行い、市民と行政の協働体制を築きます。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、市ホームページや概要版の作成により、広く市民に周知していきます。

子ども・子育て会議

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画策定にあたり諮問機関として位置づけられています。計画の推進にあたっては、総合的かつ計画的な推進に関することが規定されていることから、毎年の量の見込みの達成状況等を把握、点検し、計画達成に向けた必要な意見や助言を行います。